

滋賀県災害医療コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 滋賀県(以下「県」という。)は、自然災害や事故等の大規模災害が発生した場合に、県民が必要とする医療が迅速かつ適切に提供されるよう、関係各方面との連携、協力を図りながら災害医療体制を構築するため、滋賀県災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を置く。

(委嘱)

第2条 知事は、県の医療事情を熟知し、かつ災害医療に精通している者をコーディネーターとして委嘱する。

- 2 コーディネーターは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定による非常勤特別職とする。
- 3 コーディネーターの任期は2年とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。
- 4 知事は、必要と認めた場合は、県内外の適任者を期限付きでコーディネーターに委嘱することができるものとする。
- 5 コーディネーターは、事情によりその職務を遂行できなくなった場合は、速やかに解嘱を申し出るものとする。
- 6 知事は、コーディネーターが、その職務の遂行にあたって、その職にあることがふさわしくないと認められる場合は、任期途中であっても委嘱を取り消すことができる。

(職務)

第3条 コーディネーターは、大規模災害時に、知事の要請に基づき次の職務を遂行し、医療救護活動が円滑に行われるための指揮統括を行う。

- (1) 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括
 - (2) 患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配
 - (3) 被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置
 - (4) 消防、警察、自衛隊等関係機関との協議および折衝
 - (5) その他、大規模災害時の医療提供体制の確保に関すること
- 2 知事は、被災地域での医療救護活動の終了を判断した場合は、コーディネーターに対する職務従事要請を解除するものとする。
 - 3 コーディネーターは、その職務を終了する場合は、県健康医療福祉部または、被災地を所管する保健所等に対し、職務に関する事項を引き継ぐものとする。
 - 4 コーディネーターは、円滑な業務遂行に資するため、平時においても、関係機関との連携に努めるものとする。

(配置)

第4条 前条の業務を遂行するため、知事は原則として、県災害対策本部および県災害対策地方本部にコーディネーターを配置する。

2 知事は被災状況等を判断し、必要に応じて県内市町が設置する災害対策本部や医療機関等にもコーディネーターを派遣できるものとする。

(守秘義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償)

第6条 コーディネーターの報酬等については、知事の要請により職務に従事した1日につき、「災害救助法による実費弁償の程度」(昭和40年滋賀県告示第252号)の例により定める額を支給する。

(損害補償)

第7条 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、または、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例」(昭和38年3月25日滋賀県条例第10号)の例により、扶助金を支給する。

(事務)

第8条 コーディネーターに関する事務は、健康医療福祉部医療政策課において取り扱う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

災害医療コーディネーターの配置について

災害時に調整しなければならない業務は多種多様でかつ膨大な量となる。一人のコーディネーターが処理できる項目は限られており、あらかじめ関連する他職種を災害医療コーディネーターとして任命しておくべきである。

災害発生の急性期においては、情報量も多く、救える命を救うべく適切かつ迅速に対応するため、医師コーディネーターおよび医師コーディネーターをサポートする他職種コーディネーターとで活動を行う。

急性期の対応をするのは、病院勤務コーディネーターを基本とするが、不足する圏域がある場合は、県本部または医療圏内医師会コーディネーターが対応するものとする。

急性期以降、地方本部は医師会コーディネーターのみでの対応を基本とするが、必要に応じて病院勤務コーディネーターおよび他職種コーディネーターがサポートする。

継続的な活動を維持するため、急性期においては1日2交代、急性期以降においては1日3交代の勤務体制を原則とする。

機関ごとの活動場所、活動時期および推薦人数は次のとおり

	活動場所	活動時期	およその推薦人数
県医師会	県災害医療本部	急性期以降	4名程度
地域医師会	所属する医療圏の災害医療（地方）本部	急性期以降	地域医師会ごとに3名程度
県歯科医師会	県災害医療本部	急性期以降	4名程度
県薬剤師会	県災害医療本部	急性期以降	4名程度
県看護協会	県災害医療本部	急性期以降	4名程度
災害拠点病院	病院が所在する医療圏の災害医療（地方）本部	急性期	医師・看護師・調整員によるチームで6名程度

